

太田都市計画用途地域の変更(大泉町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地に対する割合	建築物の建築面積の敷地に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の最低敷地面積	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	43ha	8/10以下	4/10以下	—	—	10m	3.2%
第二種低層住居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	264ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	19.6%
第二種中高層住居専用地域	218ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	16.2%
第一種住居地域	208ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	15.4%
第二種住居地域	28ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.1%
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	—
準住居地域	53ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.9%
近隣商業地域	62ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	4.6%
商業地域	50ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	3.7%
準工業地域	114ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.5%
工業地域	43ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.2%
工業専用地域	264ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	19.6%
合計	1,347ha						100%

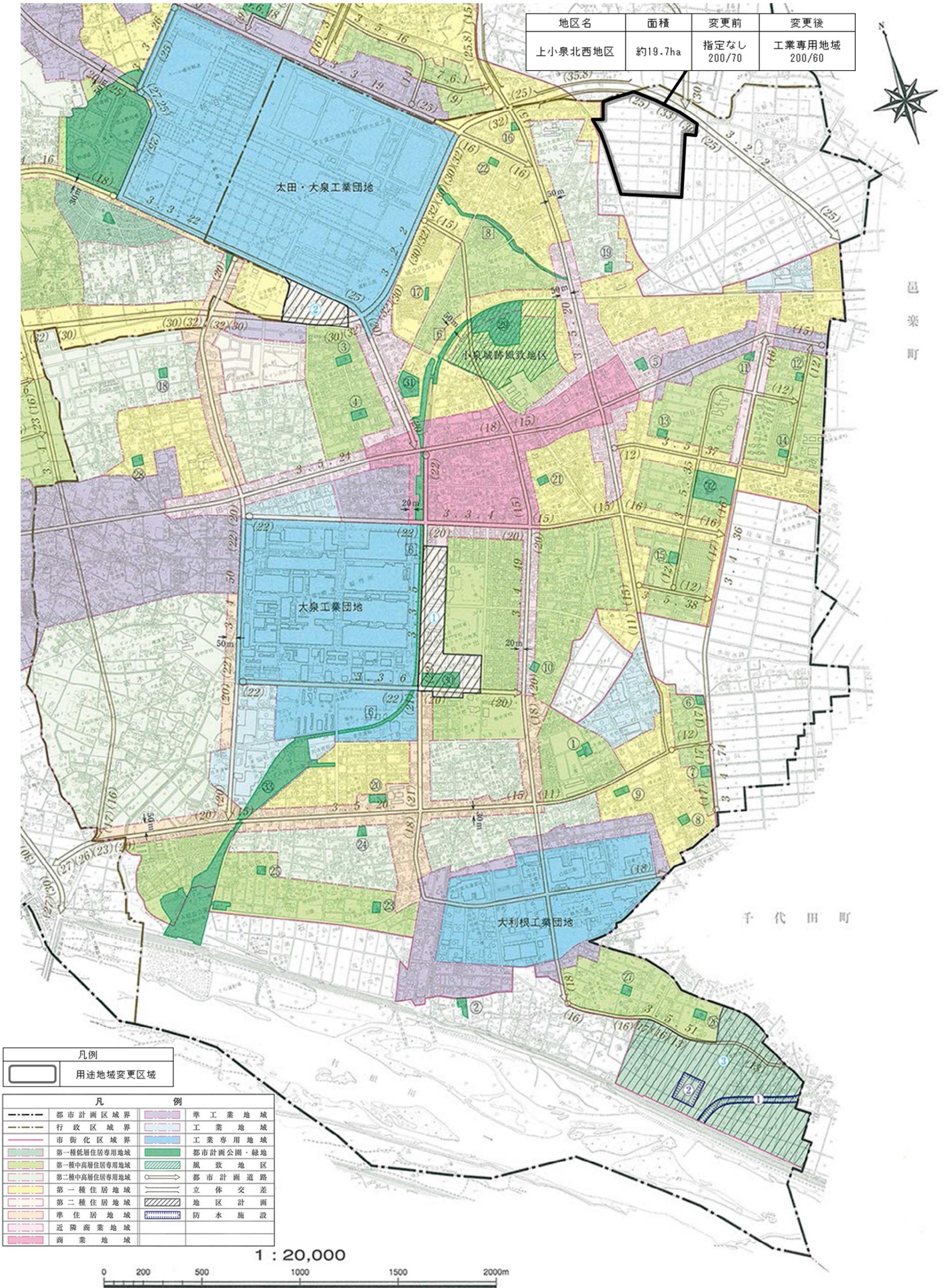
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

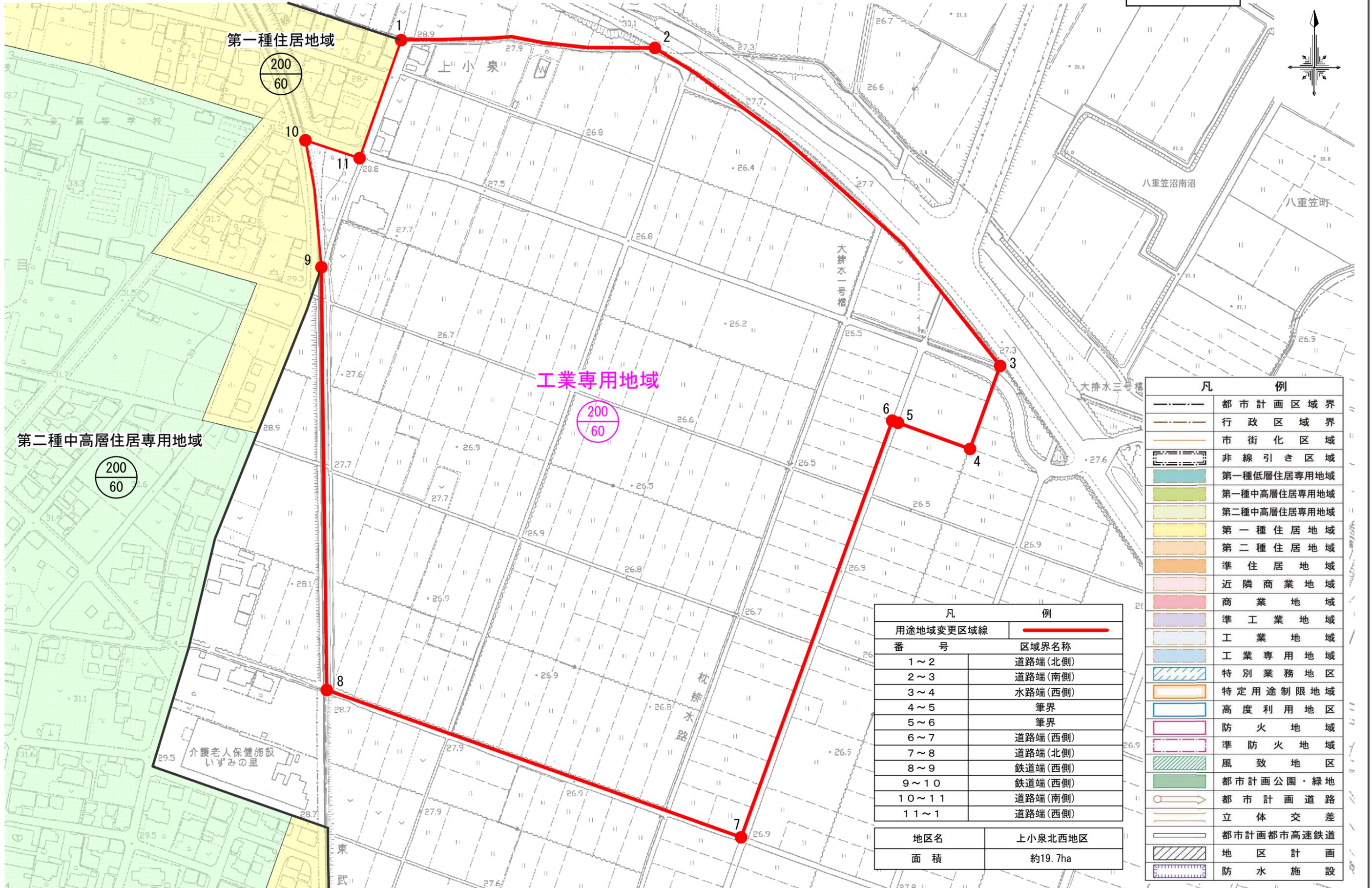
理 由

上小泉北西地区は、太田・大泉工業団地に近接しており、国道354号と国道122号の結節点に位置する交通利便性の高い地区である。大泉町都市計画マスタープランでは、新たな企業誘致等に対応するため、新産業拠点候補地として位置づけられている。

今回、民間事業者による工業用地造成が確実になったことから、産業拠点として工業的土地利用が図れるよう、市街化区域編入にあわせて、用途地域を工業専用地域に指定するものである。

総括図 (A3) S=1/20,000





工業専用地域

第一種住居地域

第二種中高層住居専用地域

凡 例	
	都市計画区域界
	行政区域界
	市街化区域
	非線引き区域
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	特別業務地区
	特定用途制限地域
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	都市計画公園・緑地
	都市計画道路
	立体交差
	都市計画都市高速鉄道
	地区計画
	防水施設

凡 例	
用途地域変更区域線	区域界名称
1~2	道路端(北側)
2~3	道路端(南側)
3~4	水路端(西側)
4~5	筆界
5~6	筆界
6~7	道路端(西側)
7~8	道路端(北側)
8~9	鉄道端(西側)
9~10	鉄道端(西側)
10~11	道路端(南側)
11~1	道路端(西側)

地区名	上小泉北西地区
面積	約19.7ha